

2016年12月

経営者保証ガイドラインと特定調停利用の勧め

弁護士 三村 藤明

少し以前までは、法人(非上場会社)の私的整理が終了しつつある最後の段階で、法人代表者の保証債務の整理に破産手続を選択せざるを得ないのが普通でした。しかし経営者は、個人として破産すると、例えば自宅を失い家族に迷惑をかけるとか、あるいは地元で培ってきた信頼を失ってしまうと考えることが多く、この点が原因で法人についても再生手続や清算手続に踏み切れないというケースが少なくありません。

もう少し早期に決断していれば法人の事業を再生でき、または適切に清算できていたのに、経営者が決断をためらっているうちにその機会を失うのは、本人や企業のためにも社会のためにも非常に大きな損失です。

そこで今回は、経営者にも債権者にもメリットの多い制度である、「経営者保証ガイドライン」と「特定調停」をご紹介します。

1. 経営者保証ガイドラインとは

上記のように経営者の保証責任が早期の事業再生を妨げる原因の一つになっていたことから、2013年(平成25年)12月、行政当局(金融庁、中小企業庁等)の関与の下に、日本商工会議所と全国銀行協会が共同で設置した「経営者保証に関するガイドライン(以下「経営者保証 GL」といいます。)研究会」が、自主的自律的な準則として経営者保証 GL を策定・公表しました。これを受け、金融庁も、2014年(平成26年)1月31日付で主要行等監督指針及び金融検査マニュアル等を改正し、全ての金融機関に対して、経営者保証 GL の遵守を求めています。

経営者保証 GL では、破産手続における自由財産の他に、経営者たる保証人が早期に主たる債務者の事業再生等の着手を決断したことに対する「インセンティブ資産」として、一定期間の生活費相当額と「華美でない」自宅等も本人のもとに残すことが認められています。その他、保証人の氏名は信用情報登録機関に報告・登録されません。金融機関の側にも経営者保証 GL に基づいて保証債務を免除した場合は寄付金課税が生じない等、経営者保証 GL は、経営者にも金融機関にも非常にメリットの多い制度といえます。すなわち、経営者も、破産手続をとらなくても保証債務の整理ができ、より迅速に事業再生を実行できれば金融機関もより多くの回収を望めることから、経営者にも金融機関にも、そして社会経済的にも意味があるといえるのです。

2. 公的機関による私的整理手続の現状と特定調停の活用

一方、2009年(平成21年)に施行された金融円滑化法により返済条件の変更を受けて資金繰りを維持してきた中小企業は30万件から40万件といわれ、このうち5万社から6万社は事業再生や経営改善が必要であるといわれています。政府は、このような企業の対応の多くを中小企業再生支援協議会や地域経済活性化支援機構(REVIC)、認定支援機関等によって行うとしていますが、例えば、企業再生支援機構(ETIC)時代からのREVICの累計処理件数は2016年9月末時点でも90件に満たない状況にあり、これらの公的機関等だけで処理が追いつくはずがありません。つまり、企業が経営改善や過大債務の処理等が必要になった際に、中小企業再生支援協議会やREVIC等の公的機関に頼るだけでなく、民間のADR手続や私的整理手続も有力な方途として認識される必要があるのです。

その一つとして、私的整理の最終段階で「特定調停」を用いる方法があります。例えば、債務者と弁護士だけで民間の私的整理手続を遂行し、中小企業再生支援協議会の準則等を事実上適用しつつ、商取引債務に傷をつけずに、金融機関の協力を得て早期に手続を実行し、大方の合意ができた段階で「特定調停」を申し立てて手続を完結させる方法です。

特定調停は、原則として簡易裁判所に申立て、弁護士等の専門家からなる調停委員によって意見調整がなされます。特定調停は、金融機関の側からみれば、裁判所が関与する点で公正な手続が期待できますし、特定調停が成立した場合の調停条項は債務名義となり確定判決と同一の効力を持ちますので、万一不履行があった場合にも強制執行ができます。加えて、特定調停によって債務者に対し債権放棄した場合には、貸倒れとして損金算入しやすい(寄付金課税が生じない)メリットがあります。他方で、申立債務者企業の側からみれば、例えば他の金融機関は賛同しているが、一行のみが調停案に反対しているという場合には、17条決定を利用できるメリットもあります。17条決定とは、裁判所が、職権で事件の解決のために必要な決定を下し、決定の告知を受けてから2週間以内に異議の申立てがない場合にはその決定が確定し、裁判上の和解と同一の効力を持つ制度です(民事調停法17条、18条)。異議申立ての可能性はありますが、実際には、裁判所の決定ですので、それを尊重する金融機関が多く、有力な制度として機能しています。少数の金融機関のみが債権放棄に反対している場合に効果的な制度といえましょう。

そして、この特定調停の手続の中で、前述の経営者保証GLの手続をとれば、法人と保証人個人を同時に処理することが可能となるのです。

以上のとおり、事業再生や経営改善が必要な債務者企業はまだ多いのですから、特定調停+経営者保証GLのような新たなツールも用いることにより、早期の事業再生が実現される機運を醸成することが大切だと思われます。

■ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

■ 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。



弁護士 三村 藤明

fujiaki.mimura@amt-law.com

Tel: 03-6894-1005

Fax: 03-6894-1006

<http://www.amt-law.com/professional/profile/FM>

■ 本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、frg-newsletter@amt-law.comまでご連絡下さいますようお願いいたします。

**ANDERSON
MŌRI &
TOMOTSUNE**

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

TEL:03-6888-1000(代表)

E-mail:inquiry@amt-law.com